

# 令和6年度土砂災害対策啓発推進委託業務仕様書

## 第1条 業務の目的

本県は全国有数の多雨地帯であり、山地が多く平坦な土地が少ないことなど、その気象特性や地形・地質の成り立ちから土砂災害が発生しやすい地域で、土砂災害警戒区域等は約2万箇所に達している。さらに、気候変動の影響とみられる豪雨の発生頻度やその激しさは増しており、南海トラフ地震の発生も急迫している。

こうした背景のもと、土砂災害から県民の命と暮らしをまもるため、土砂災害の周知及び早期避難意識の向上を目的として、総合的かつ効果的な啓発活動を実施する。

## 第2条 業務委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

## 第3条 業務の内容

受託者は、次の啓発業務を実施するものとする。

啓発業務	概要
1 土砂災害対策啓発動画コンテンツ制作	15秒CM動画の制作
2 土砂災害対策啓発テレビCM放送	1で制作した動画コンテンツのテレビCM放送
3 その他の啓発	その他効果的な媒体・手法での啓発

### 1 土砂災害対策啓発動画コンテンツ制作

#### (1) 業務内容

「土砂災害及び土砂災害警戒区域等の周知」、「土砂災害警戒区域等を確認するためのポータルサイト「高知県の土砂災害危険度情報」への誘導」、「豪雨や地震時における土砂災害からの早期避難」をメインテーマとして、メッセージ性が強くインパクトのある15秒のCMを1本以上制作する。

#### (2) 制作期間

契約日から令和6年7月上旬まで

(3) ターゲット

全県民

(4) 条件

- ア 制作する動画は、テレビCMの他、YouTube や SNS 等の媒体でも使用できるようにすること。
- イ 高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビの民放3局及び民放公式テレビポータル TVer で放送可能なものを作成すること。
- ウ 4年間は使用が可能であること。
- エ 土砂災害及び土砂災害警戒区域等を周知するもの。
- オ ポータルサイト「高知県の土砂災害危険度情報」により、居住・就業場所が土砂災害警戒区域等に該当するか確認することを促すもの。
- カ 豪雨や地震の際に、土砂災害からの早期避難を促すもの。
- キ 防災に関心が低い方の興味も引きつけるような内容であること。
- ク 受託者は、企画提案時にテレビCMの絵コンテ案を提案すること。
- ケ 完成前の段階で、県によるプレビュー（映像によるチェック）を受けるものとする。プレビューの結果、修正が生じた場合、受託者は速やかに修正を行うこと。

(5) 成果物

- ア 汎用DVDプレーヤーで再生可能な形式で記録したDVD-ROM 1枚
- イ PC、SNS等で再生可能な形式で記録したDVD-ROM 1枚
- ウ CMを記録したXDCAMディスク 3本

なお、成果物は今後、土砂災害防止に係る各種イベント、県庁ホームページや高知県 YouTube チャンネルでの公開等で使用するとともに、普及啓発を行う際に複製・配布する場  
合がある。

## 2 土砂災害対策啓発テレビCM放送

(1) 業務内容

1で作成した動画コンテンツをテレビCMとして放送する。

(2) 条件

- ア 高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビの民放3局及び民放公式テレビポータル TVer で放送すること。
- イ 民放3局については、令和6年7月下旬から令和6年9月下旬の期間に、少なくとも各局合計で100回以上放送すること。
- ウ 民放公式テレビポータル TVer については、令和6年7月下旬から令和6年9月下旬の期間に、少なくとも5万回再生以上放送すること。
- エ 放送エリアは、高知県全域とする。

(3) 成果物

放送確認書

### 3 その他の啓発

#### (1) 業務内容

「土砂災害及び土砂災害警戒区域等の周知」、「土砂災害警戒区域等を確認するためのポータルサイト「高知県の土砂災害危険度情報」への誘導」、「豪雨や地震時における土砂災害からの早期避難」をメインテーマとして、効果的な媒体・手法（検索サイト、SNS、YouTube、雑誌、イベント等）を活用した啓発を行う。

#### (2) ターゲット

全県民

#### (3) 条件

以下のア～エより、啓発種別に応じた適切なものを選定すること。

ア 土砂災害及び土砂災害警戒区域等を周知するもの。

イ ポータルサイト「高知県の土砂災害危険度情報」により、居住・就業場所が土砂災害警戒区域等に該当するか確認することを促すもの。

ウ 豪雨や地震の際に、土砂災害からの早期避難を促すもの。

エ 防災に関心が低い方の興味も引きつけるような内容であること。

#### (4) 成果物

成果物については、契約後に受託者と協議し決定することとする。

#### (5) その他

業務の遂行にあたり、委託者から受託者に提供可能な啓発広報素材については、受託者から提供の要望がある場合においては、委託者が提供することとする。

## 第4条 その他

- 1 受託者は、当該業務の遂行方法等に際し不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- 2 委託者は、受託者に対し、必要に応じて業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- 3 委託業務の著作権等については、以下のとおりとする。
  - (1) 委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な手続きを行うものとする。
  - (2) この委託業務により生じる著作権（成果を構成する各要素の著作権を含む）及び使用権については、全て委託者に帰属する。
  - (3) 委託者が、委託業務の成果（成果を構成する各要素を含む）を継続的に啓発に用いることができるよう、著作権、肖像権、その他権限関係の処理を適切に行うこと。
  - (4) 著作権法第27条及び第28条に定める権利も含めた著作権を委託者に譲渡すること。